

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第29号

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例（平成20年墨田区条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第7条第1項第1号中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

第9条第1項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。